

行政改革推進会議 独立行政法人改革等に関する分科会

第2WGヒアリング

労働政策研究・研修機構（JILPT） 説明資料

厚生労働省政策統括官（労働担当）

平成25年11月11日

労福機構と安衛研の統合法人にJILPTも統合する場合の問題点について

- 労働政策の立案に資する質の高い政策研究を行うという政策研究機関として果たすべき使命が曖昧になってしまい、優秀な研究者の確保が困難になる。
- 理事長は、労働政策研究のマネジメントに充てる時間が激減、マネジメントが弱体化する。
- 労働政策分野でトップレベルの研究者を理事長に迎えることが困難になる。



○労働政策の企画立案に資する質の高い労働政策研究成果を挙げるためには、3法人を統合することは不適切。

業務・人員の圧倒的多数は労働災害に関する医療や調査研究になる。労働政策研究に従事する職員は0.7%程度！

業務の範囲が広すぎる。労災病院の運営と労働政策研究の実施は、ほとんど関わりが無い！

<3法人統合した場合の業務内容のイメージ>

- 労災医療の提供（労災病院などの設置・運営）
- 労働災害の予防、治療、職業性疾病の調査研究
- 労働災害の調査
- 労働政策全般の研究
- 労働行政担当職員の研修 等

(参考)

	理事長	職員規模 ※H25年4月1日	業務内容
労福機構	医師	15,609名	○労災医療の提供(労災病院などの設置・運営)や労災疾病のモデル医療等の研究開発 ○事業場における産業保健活動の支援 など
安衛研	研究者 (工学又は医学)	100名	○労働災害(墜落災害など)防止に関する調査研究 ○じん肺、職業がんなどの職業性疾病の予防に関する調査研究
JILPT	研究者 (労働法、労働経済)	112名	○若年者雇用、派遣労働、労働契約法制など、労働政策全般の研究 ○労働行政担当職員への研修

※ 他府省の政策研究機関も、国の施設等機関又は独立行政法人という形態の相違はあっても、事業執行機関の一部門として位置付けられているものは存在しない。

各府省の政策研究機関

(参考)

- 政策研究機関は、各府省ごとに施設等機関又は独立行政法人として設けられている。
- 労働政策研究・研修機構は、労働分野の政策研究機関。

省庁名	政策研究機関名	組織形態	人数
内閣府	経済社会総合研究所	施設等機関(直轄)	137
総務省	情報通信政策研究所	施設等機関(直轄)	26
法務省	法務総合研究所	施設等機関(直轄)	85
財務省	財務総合政策研究所	施設等機関(直轄)	62
文部科学省	国立教育政策研究所	施設等機関(直轄)	151
文部科学省	科学技術・学術政策研究所	施設等機関(直轄)	48
厚生労働省	国立社会保障・人口問題研究所	施設等機関(直轄)	52
農林水産省	農林水産政策研究所	施設等機関(直轄)	73
経済産業省	経済産業研究所	独立行政法人	47
国土交通省	国土交通政策研究所	施設等機関(直轄)	20
国土交通省	国土技術政策総合研究所	施設等機関(直轄)	363
環境省	国立環境研究所	独立行政法人	257
防衛省	防衛研究所	施設等機関(直轄)	99

(注)施設等機関の職員数は、平成25年度定員数。

(独)経済産業研究所と(独)国立環境研究所は、平成25年4月1日現在の常勤職員数。

JILPTの組織改革について

- JILPTは、これまでも役職員のスリム化や組織の見直しを実現してきたところ。
- 今回の改革においては、間接部門を中心とするアウトソーシングの拡大などにより、他法人と統合する場合と同程度の内部組織の合理化を図る。

(合理化の具体例)

- 給与関係業務のシステム化等により、管理部門の組織の合理化を図る。
- 間接部門のアウトソーシングにより、関係する組織の合理化を図る。
 - 成果物の出版・販売・配布業務をアウトソーシング
 - 資料センターの管理運営業務をアウトソーシング
- 法定理事数を1名削減する(3名⇒2名)。